

○宮崎大学大学院教育学研究科教員採用規程

平成 21 年 8 月 5 日
制 定

改正 平成 26 年 9 月 3 日 平成 28 年 3 月 16 日
平成 30 年 1 月 17 日 令和 2 年 3 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における教員の採用については、他に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(採用の確認)

第 2 条 教員の採用が可能になった場合には、宮崎大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）及び教育学部教授会が連携して、採用すべきコース等（以下「コース等」という。）及び専攻分野の確認を行うものとする。

(選考方法)

第 3 条 採用候補者の選考は、公募によることを原則とする。ただし、公募による選考が困難な場合は、研究科委員会の議を経て、他の方法により選考することができる。

(採用の申請)

第 4 条 採用することが確認されたコース等は、公募条件を文書（別紙様式 1）で宮崎大学大学院教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に申出るものとする。研究科長は、これを研究科委員会に諮り、公募の手続きをとるものとする。

(公募委員会)

第 5 条 研究科委員会は、採用人事を公正かつ円滑に進めるため、公募委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第 6 条 委員会は、公募条件に則り、応募者の適否を判定し、その結果を文書（別紙様式 2）で研究科委員会に報告するものとする。

(委員会の組織)

第 7 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) コース等及び関連分野から選出された教員 2 人
- 2 前項第 2 号委員は研究科委員会で選出する。
- 3 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

(資格審査)

第 8 条 採用に係る教員の資格審査については、宮崎大学大学院教育学研究科教員資格審査規程（以下「審査規程」という。）によるものとし、研究科委員会は第 6 条の規定に基づき報告された応募者の申請書類等を審査規程第 2 条に定める資格審査会（以下「審査会」という。）に回付する。

(審議)

第9条 審査会の資格審査の結果は、当該審査会終了後最初に開催される研究科委員会においてこれを報告の上、審議しなければならない。また、審議に際しては、次に掲げる書類を配付しなければならない。

(1) 応募者一覧表（別紙様式3）

(2) 審査規程第3条第3項に定める「教員資格審査申請書」、「採用候補者選考報告書」及び「資格審査会報告書」

2 研究科委員会における資格審査会報告書の可否の判定は、前項に定める研究科委員会の次に開催される研究科委員会において行うものとする。また、判定に際しては、前項各号に掲げる書類を配付しなければならない。

（再審査）

第10条 研究科委員会は、出席者の過半数が再審査を必要と認めた場合は、審査会へ再審査の請求を行うことができるものとする。

（業績等の縦覧）

第11条 研究科委員会で承認された審査対象者の業績文献等は、別に定めるところにより縦覧に供しなければならない。

（資格判定）

第12条 第9条第2項に規定する研究科委員会の判定は、出席者の2分の1以上の賛成を要する。

（採用判定）

第13条 前条において、採用候補者として認められた者については、採用の可否を研究科委員会に諮るものとする。研究科委員会の判定は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

（投票）

第14条 前2条の可否の判定は、無記名投票によるものとし、投票に際しては、可否を明確にするものとする。

2 投票は、各候補者について、可とする場合は○印、不可とする場合は×印を付するものとする。

3 投票の結果は、全候補者の集計終了後、一括して票数を発表するものとする。

（審議結果の通知）

第15条 採用審議の結果は、研究科長が速やかに本人及びコース等の代表に通知するものとする。

（再審議）

第16条 採用審議の結果を不当と思うコース等の代表は、決定から1週間以内に限り、研究科長に対し、再審議の申出をすることができるものとする。

2 採用審議の結果を不当と思う研究科委員会の構成員は、その5人以上の賛成者の連署をもって、前項と同様の申出ができるものとする。

3 研究科長は前2項の申出を研究科委員会に諮り、出席者の過半数の賛成を得たときは、再審議に付するものとする。

附 則

この規程は、平成21年8月5日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 9 月 3 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 1 月 17 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

関係大学長
関係大学学部長 殿
関係機関の長

宮崎大学大学院教育学研究科長
○ ○ ○ ○

教員公募について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
この度、本研究科では下記要領により教員○名を公募することとなりました。
つきましては、関係者にお知らせ頂きたく御依頼申し上げます。

記

- 1 職 名
- 2 所属コース
- 3 専攻分野
- 4 担当科目
 - 〈基礎教育〉 ○○○○、○○○○
 - 〈学 部〉 ○○○○、○○○○
 - 〈大 学 院〉 ○○○○、○○○○
- 5 資 格
 - イ) 大学院修士課程修了者、又は同等以上の研究業績を有すること。
 - ロ) 大学院教育学研究科（専門職学位課程）の関係の研究・教育の指導ができること。
 - ハ) ○○○○○○○○
 - ニ) 学校現場での指導経験を有することが望ましい。
 - ホ) 大学における教育、研究に従事し、さらに社会における活動、組織の管理運営に積極的に参加できること。
- 6 業務内容
 - イ) 上記科目の担当
 - ロ) 上記担当科目に係る教育及び研究
 - ハ) ○○○○○○○○
 - ニ) 専門分野に係る社会における活動
 - ホ) 大学組織に係る管理運営
- 7 任 期

本学では、任期制（5年間）を導入しており、再任審査の結果に基づき、雇用期間の定めのない教員として更新することが可能です。
（更新後は65歳定年制）
- 8 待 遇
 - 就業時間 原則として裁量労働制を適用
（専門業務型裁量労働制により、7時間45分働いたものとみなされます。）
 - 休 日 土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - 給 与 俸給月額○○○○円～○○○○円（学歴、職歴、年齢等により決定されます。）
 - 保険適用 共済保険、雇用保険、労災保険等
 - 試用期間 採用の日から6か月間
- 9 採用予定日 年 月 日
- 10 提出書類
 - イ) 履歴書（写真貼付、学歴は高等学校卒業以上を記入）
 - ロ) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - ハ) 取得した教員免許状の写し
 - ニ) 研究業績一覧表（審査制度のある学術誌に掲載された論文は○印をすること）
 - 1) 著書

- 2) 学術論文
- 3) 参考論文
- 4) 学会講演・口頭発表
- ホ) 教育等業績
 - 1) 加入学会、学会役員
 - 2) 教育的活動
 - 3) 社会における活動
 - 4) 組織の管理運営
- へ) 外部資金の獲得状況
- ト) ニ)の研究業績一覧表に記載された業績のうち○印を含めて主要なもの●点以内(別刷、コピー可)
- チ) 研究業績の概要(1,000字程度)
- リ) 今後の研究計画及び教育、社会における活動、組織の管理運営の抱負(全体で3,000字程度)

- 1 1 応募申請書は宮崎大学のホームページからダウンロードできます。
<http://www.miyazaki-u.ac.jp/edu/community/post.html>
- 1 2 ご提出いただきました個人情報、教員採用の選考資料としてのみ利用し、個人情報保護法に基づき、適正に取り扱います。また、提出物は、原則として返却しません。
- 1 3 応募締切日 年 月 日 () 必着
- 1 4 送付先 〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
宮崎大学大学院教育学研究科長 宛
(提出書類は、必ず書留便とし「○○○○教員応募」と朱書きのこと。)
- 1 5 選考方法 イ) 書類審査により選考し、必要な場合は、模擬授業を含む面接を行うことがあります。(旅費・宿泊費等は応募者負担です。)
ロ) 本学の男女共同参画推進事業の実施を踏まえ、選考過程で同等の能力とみなされた場合は、女性を優先的に採用します。
- 1 6 雇用者 国立大学法人宮崎大学長
- 1 7 就業場所 国立大学法人宮崎大学木花キャンパス(住所は上記送付先のとおり)
- 1 8 照会先 宮崎大学教育学部 ○○○○
Tel 0985-58-○○○○
Mail:*****@cc.miyazaki-u.ac.jp

別紙様式2

講座応募者一覧表

職名

所属コース

応募資格

担当科目

番号	氏名	年齢	学歴 上段 学部、 下段 大学院等	履歴書	卒業 修了 証明書	業績 一覧表	研究 業績	教育等 業績	研究概要 及び 研究計画	その他
1										
2										
3										
4										
5										

